

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇告示 国定公園の特別地域の指定

## 告示

### 鳥取県告示第三百三十三号

国立公園法(昭和六年法律第三十六号)第十一条ノ二第  
二項において準用する第八条第一項の規定により、山陰  
海岸国定公園の区域中特別地域を次のように指定する。  
その区域を表示した図面は、鳥取県庁及び関係市町村  
役場に備え付けて縦覧に供する。

昭和三十年七月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 山陰海岸国定公園特別地域

岩美郡岩美町

大字 陸上

小字 中大坂谷東谷、中大坂谷西谷奥、中大坂谷西谷  
口、中大坂谷北側、中大坂谷、大坂谷北側、大坂谷  
の内、岩谷、赤左近、竹ヶ下神谷、薬師谷、奥薬師  
谷、寺山谷口、妙見谷船揚場、目ヶ左近、嵐中谷、  
七坂平磯の各全部  
河原田、東屋敷、神谷口、上町、寺屋敷、隠田、口  
西ノ脇、西屋敷、奥大坂谷眞平、笹谷口、下塚畑、  
中大坂谷南側、大坂谷、西ノ脇の各一部

大字 小羽尾

小字 大地、白井谷、小磯尾、浜頭、陸上坂口、船磯  
の各全部

西ノ奥、屋敷、塚ノ谷、宮谷向屋敷、坂ノ下の各一  
部

大字 大羽尾

小字 奥谷、野松、惣石門谷、牛ノ木谷、上ノ山、岩

城山、佐左エ門谷、津崎、田城、鷺山、丸山、摺鉢  
の各全部  
浜頭、屋敷の各一部

大字 牧谷

小字 津崎、碁石河原、馬力谷、潰口峠、小松大平、  
熊井浜、小松黒島谷、出向谷、熊井谷、嫁田、浜田、  
市坂、砂浜、吉田屋敷上、上屋敷上の各全部  
横若、的場、天王、吉田屋敷上、中屋敷上の各一部

大字 浦富

小字 小栗、二夕肢、屋敷谷、坂ノ谷、養宗、浜通の  
各全部  
北屋敷、辻西側、御陳屋、浜淵の各一部

大字 田後

全部(但し港湾法による港湾区域(水  
域)及び港湾隣接地域(陸域)は除く。)

国有林鳥取経営区

一五三林班の内に小班の全部

大字 網代

全部

大字 大谷

小字 越後谷、西筒竹、駟馳山、入道、西山、イサ池、  
西谷ダアガクマ、東ゴウロ、西ゴウロ、徳畑、峯ヶ  
鳴、下七山、上七山、沓掛、小平野、上灰田、下  
灰田、堤ノ下、清水、西町田浜、東町田浜の各全部  
石橋の一部

大字 岩本

小字 沓井、奥沓井、下沓井、上沓井、沓井屋敷の各  
全部

岩美郡福部村

大字 岩戸

小字 滝ノ下、高下、滝ノ上、川ノ上、ヘソ垣、家ノ  
上、宮山、恵比須浜、田ノ尻奥の各全部

大字 細川

小字 向山、細井頭、石原、梨子次郎谷、梨子次郎谷  
上、三反田、桃栗谷、鈴松、深谷、下駟馳山、石原  
谷、上駟馳山、平山の各全部  
高浜、志津の各一部

大字 湯山

小字 深谷、曲り、奥多鯨、島向、口多鯨、大島、台  
山、甫時ヶ谷、火打原、鳥越、赤坂、白浜、二ツ山、  
池淵下火原、御凱陣、孤山、高浜の各全部  
白路ヶ山、西入江、小原、直浪の各一部

国有林鳥取経営区

一五三林班の内に小班(赤坂)の全部

大字 海士

小字 高浜の一部

鳥取市浜坂

小字 大島蟹ヶ股、セル谷、東荒田、桃栗谷、荒田東  
側ノ一、荒田東側ノ二、荒田西側ノ一、荒田西側ノ  
二、西荒田、四ツ隈、土手後、苗字ヶ鼻、鳥打、網  
干場、柴山、小西前、西ノ前、下河原ノ一、下河原  
ノ二、加露向ノ一、加露向ノ二、賀露向ノ三、農兵  
屯所、長者ヶ庭の各全部  
東浜の一部

国有林鳥取経営区

一林班の内か小班(苗字ヶ鼻)の全部  
一林班の内を小班(柳茶屋)の一部  
一林班の内り、ぬ、る小班(伴山)の各全部